

# 告 示

## 埼玉県告示第五百七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズ北本店

埼玉県北本市中丸八丁目百十七番地外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 建設場所は、東小学校及び東中学校の学区内であり、大型車両等が通行する場所は、児童生徒の通学路にもなっている。よって、工事中は誘導員を配置する等して関係する小中学校の児童生徒に係る登下校時の安全確保について、十分に配慮すること。
- (2) 工事車両等の交通整理、通学道路の歩行スペースの確保、注意を呼びかける表示を設置すること。
- (3) 東小学校及び東中学校へは、事前に工事の計画等周知すること。
- (4) 特に公道に面している箇所での児童生徒の安全には細心の注意を払うこと。

### 二 縦覧期間

令和二年五月二十九日から令和二年六月二十九日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター